

岩手県告示第62号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 紫波郡矢巾町土橋地内から盛岡市永井地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年12月11日から平成25年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（数値地形図作成）